



Title	学校文法拡張論：インダクティブ・アプローチに基づく文法教育の再構築
Author(s)	森, 篤嗣
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58774
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	森 篤嗣
本籍（国籍）	
学位の種類	博士（言語文化学）
学位記番号	甲第 45 号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 課程博士
研究科及び専攻	言語社会研究科言語社会専攻
学位論文題目	学校文法拡張論 —インダクティブ・アプローチに基づく文法教育の再構築—
論文審査委員	主査教授 小矢野 哲夫 副査教授 三原 健一 副査教授 仁田 義雄 副査教授 杉村 博文 副査 京都教育大学助教授 森山 順郎

論文の内容要旨

本論は、日本語学（現代日本語文法）をベースに、現行の国語科学校文法に対する拡張的な試案を方法論と内容論の両側面から提示することを目的とする。

第1章においては、本研究の対象とする学校文法の歴史的背景を把握することから始める。学校文法は橋本進吉の文法論に基づいた文法体系であると言われるが、当然ながら全てが橋本を起源としているというわけではなく、それまでの国語学、特に文典研究にその基礎がある。第1章では、明治期の文典から文法研究と文法教育研究がどのように推移し、『新文典』や『中等文法』に至ったのかについて概略し、学校文法という存在について詳しく見ていく。

第2章では、橋本の『中等文法』を国定教科書とした戦後期の文法教育から現代に至るまでの学校文法教育史について概略する。戦後期の文法教育研究で最も話題となった体系文法と機能文法の対立と、「文法ブーム」と呼ばれた文法教育の隆盛について論じるところから始め、橋本の学校文法観の問題を指摘し、国語教育を言語技術の教育と指定して考察した時枝誠記、日本語学のルーツとしても有名な三上章の文法教育観、民間教育団体として文法教育の改革に努めた教育科学研究会と児童言語研究会を中心に考察する。そして、これらの学校文法教育史を踏まえ、現在の文法教育研究に重要な視点とは何かを明らかにする。

第3章では、国語という科目そのものに焦点を当て、国語科における文法教育の位置づけとその目標について考察する。教科としての国語の成立時、国語科がどのように、学校教育の中に位置づけられ、扱われてきたのかを概観し、国語と日本語の関係、国語科にお

ける言語教育の役割を考える。また、同じ日本語を教育の対象とするものとして、第一言語習得の対象としての日本語と、第二言語習得の対象としての日本語を比較・検討し、現在の国語科の中で、言語の教育としての国語のために文法教育が果たすことのできる役割について考える。

第4章では、方法論としてのインダクティブ・アプローチについて自説を展開する。帰納的文法指導という発想は、現在の学校文法の構築に大きく関わった岩淵(1944)から既に示されていた考え方であり、現在の学校文法が編まれた当初から存在するものであるが、それが実際に文法教育に反映されてはいない。インダクティブ・アプローチでは、理論的基盤を明確にして、その論拠を示すと共に、具体的な指導の実際に役立つような「指導目標」の形にして顕在化させる。また、「教育に役立つ文法とは何か」という教育文法という概念を検討することによって、従来の文法教育研究が乗り越えられなかつた限界を確認し、それを乗り越えるにはどのような手立てが必要かを考察する。

第5章では、「教育文法」という観点から、教育に役立つ文法研究とはいかなるものかについて考察する。伝統的な国文法を「役に立たない」ものとして、早い段階から別の方に向に歩みを進めた、外国人に対する日本語教育における「教育文法」に対する考え方を参考に、学校教育における国語科に役立つ「教育文法」について考える。多くの提言があるにも関わらず、国語科における「発見的」文法教育がなぜ実践されないのか、また、「発見的」文法教育の目標となる「メタ言語能力の発達の促進」とは何かについて論じ、内容論(文法研究)と方法論(文法教育研究)の両面からの視点を持つことによって、「教育文法」を構築していくための契機を得る方策について検討する。

第6章では、学校文法拡張論を主に文法研究から捉えようとする「学校文法の拡張的解釈」の方法について考察する。学校文法の全面改訂ではなく、今ある学校文法をどのように活かし、どのような点に目を向けて学校文法の拡張的解釈を行っていけばよいのかについて、森山(1997)のいう「形重視」から「意味重視」へという学校文法の拡張的解釈の指向性を模索する。文法教育の領域を、従来の「文法」という範囲に押し込めず、語彙教育も取り入れた「言語教育」へと拡張的に広げていくために、日本語学のどのような観点が有効なのか、また、品詞の取り扱いを「変える」という方向ではなく「そのまま使う」という方向で考えるには、品詞に対するどのような考え方の転換が必要であるのかを検討する。従来の学校文法との大きな変更点としては、学校文法の拡張的解釈として欠かすことの出来ない新たな視点として、「文法カテゴリー」の導入を主張する。さらに、「教育文法」としての研究を進める方法として「過程導出モデル」を、教師のレディネスに配慮し、負

担を増やさない例文提示の方法として「例文連鎖方式」をそれぞれ提案する。

第7章では、橋本文法以降の日本語学研究の成果をどのように学校文法に組み入れ、有効に活用するかという「学校文法の拡張的解釈」という立場から、各論を取り扱う。特にこの章では、第一部として学校文法の拡張的解釈に必要な視点である「文法カテゴリー」の導入について、現在の学校文法で問題となっている部分を取り上げながら検討する。

第8章では、学校文法の拡張的解釈の第二部として、比喩について取り上げる。比喩は従来の国語科教育においては、「文法教育」ないしは「言語教育」との関連で取り扱われるることはなかった。ここでは、「文法教育」から「言語教育」へという領域拡大の事例として比喩の教育を取り上げる。「文法教育」と「語彙教育」との関係に密接に関わるものとして比喩を取り上げ、「言語教育」への統合を図る。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、国語科教育において現在行われている文法、いわゆる学校文法の教育を改善するために、日本語学における現代日本語文法研究の成果をベースにして、インダクティブ・アプローチという方法によって拡張的な試案を提示することを目的に書かれたものである。

学校文法に対してはこれまで、主に国語学・日本語学の分野からさまざまな批判が行われてきたが、国語教育学界及び学校の教育現場ではほとんど顧みられることができなかつた。その理由を、明治以降の歴史を振り返ることによって以下のように指摘した。

- ① 国語科教育学における方法論と、国語学・日本語学における内容論との接点が薄いこと。
- ② 学校文法の根幹をなしている橋本文法が、実例を重んじた帰納的方法を志向していたにもかかわらず、内容論としての文法知識の伝授の面だけが重視され、特に、「形重視」に偏重し、教師主導の教育として推移してきた。
- ③ 学校文法を改革する試みとして、文法体系の全面的改編が教育科学研究院によって行われたが、新規の文法用語を多数導入するなど教育現場に過度の負担を与え、結局、「知識」中心の文法教育であるという問題点の根本的な解決とはならなかつた。
- ④ 児童言語研究会の活動も、理論と実践のバランスが取れ、教育現場にも多くの支持を得たにもかかわらず、次第に実践に特化していった結果、文法体系が置き去りにされ、衰退していった。

これらの問題点を克服するために、文法教育の改善には、文法体系の改編と指導法の改編を同時に進めるべきであるとして、方法論と内容論の双方をバランス良く組み込んだ学

際的研究分野を創始し、インダクティブ・アプローチによる拡張論を展開している。この論文は、新領域での見直しという社会的必要度の高い研究であると評価された。

研究分野の創始のために、前提的議論を三点、提案した。すなわち、「教科文法として適切であること」「結果として言語活動に役立つこと」「内容と方法のバランスを保つこと」。そして、国語科文法教育の改善の指針を三点、提案した。すなわち、「メタ認知的要素の重視」「第二言語習得に有用な認知体系の強化」「言語教育や言語理論のあり方の意識」。

さて、本博士論文の根幹である「インダクティブ・アプローチ」は、母語教育である国語教育において、学習者の既知として持っている知識をもとにした「帰納的方法」であり、文法教育の方法論とそれを支える文法理論の二つを並行させて展開され、教師主導の文法指導から脱却して、学習者主体の文法指導へとシフトし、結果的に言語運用能力を高めることを目指しながら、第一義的には言語能力と認知能力との関係性について考えさせることを目標としている。このインダクティブ・アプローチの要件として、学習者側に「言語認識を題材とする」「言語認識をメタ認知する」「言語意識をディスカッションする」の三点、教師側に「学習者を支援する」「学習者の認知的プロセスを重視する」「学習者に循環的な言語発達の場を用意する」の三点をそれぞれ認めて、学習者主体の文法教育の「方法論」の構図を鮮やかに描き出している。

このような方法論の骨組みを具体化するために、従来の学校文法に決定的に欠けていた「文法カテゴリー」を導入し、具体的な文法事項とその展開の方法を例示しながら学校文法の拡張的解釈を提案している。これは、本博士論文の「内容論」に相当するものである。

本論文が提唱するインダクティブ・アプローチに基づく学校文法拡張論は、日本で初めて提唱されるものであり、すでに言及したように、社会的必要度の高い研究であり、この意義は高く評価される。

ただし、細部においていくつかの問題点も審査委員から指摘された。

- ① 明治期の文典に言及しているが現物を参照せず、先行研究からの引用に頼った部分がある。教育科学研究会が「述語重視」であるとしているが正しくは「主語重視」であって、解釈が間違っている点がある。
- ② 現行の学校文法とどうすりあわせるのかという具体的な方法、この方法論による教育の達成度を評価するポイント、他国の言語教育・文法教育との対比などがあれば良かった。提案することは大切だが、ある程度、証明することも必要だった。
- ③ 学習者に対する要求が高いのではないか。
- ④ 英語教育では行われていることが国語教育で行われていない理由がこの方法論では明

確ではない。教師の形態論に関するレディネスが必要ではないか。

特に②については、今後、学年ごとの学習内容と目標設定を定めて教育現場での検証を行っていかなければならない重要な課題である。

しかしながら、本博士論文は、新しい研究領域を創始し、新しい方法論を提案することを主眼としているため、包括的に論じることを優先させたものである。そして、本論文の一部をなす内容はすでに数編、論文として発表されており、また最近、日本語教育学会の専門誌『日本語教育』にも論文が掲載されるなど、意欲的に公表し、一定の評価を得ているものである。

以上のことから総合的に判断し、審査委員会は全員一致で、本博士論文が博士の称号に値する十分な業績であるとの結論に達した。